

委提第1号

北本市新庁舎建設に関する決議

会議規則第14条第2項の規定により、北本市新庁舎建設に関する決議を次のとおり提出する。

平成23年3月17日 提出

庁舎建設特別委員会委員長 島野和夫

北本市議会議長 加藤勝明 様

## 北本市新庁舎建設に関する決議

新庁舎の建設に関しては、平成19年3月に議会の庁舎建設特別委員会において委員全員の賛成により、可及的速やかに建設するとの委員長報告がなされた。また、同特別委員会は、「①質素で簡素な庁舎、②地域経済への波及効果、③着工時期、④建設費用、⑤庁舎建設の基本的考え方」について、全員の合意事項として確認した。平成21年3月には、庁舎建設委員会による答申が出されると共に、庁舎建設基本設計が予算化され、現在、新庁舎建設に向けた取り組みが進められている。さらに平成22年に議会では、地震による倒壊危険度調査の検討に関する決議および庁舎建設基本設計にかかる設計予条件の整理を求める決議が可決されている。

現第一庁舎ならびに第二庁舎は、「現庁舎の地震による倒壊危険度に関する考察」によれば耐震性能が著しく不足し、万一倒壊した場合は来庁者や職員の生命に重大な被害を及ぼす危険性が指摘されている。

本年3月11日、我が国を襲った未曾有の大地震（東北地方太平洋沖地震）を例に挙げるまでもなく、庁舎は被害情報収集や災害対策指示が行われる公共施設であることから、災害時の拠点としての機能確保の観点から耐震性能の確保が求められ、強力に耐震化促進に取り組むべきである。

一方、現在のわが国の社会経済情勢は、世界金融危機と戦後最大の世界同時不況から抜け出せない中で、輸出市場の急激な収縮に直面するとともに、金融環境が厳しい状況となっている。このような中、新庁舎は常にその事業費と市の中長期的な財政状況、人口の推移などに配慮しながら、災害時の防災拠点施設として可及的速やかな整備が必要である。

平成23年度第1回定例会において、石津市長は「基本設計の繰越明許を提出しており、基本設計は40人の検討会議を開いて市民の意見をよく聞きたい。額については25億円の基金の中でできる案が提案されているが、さらに削減を図っていきたい。」旨を表明している。

よって北本市は、可及的速やかに、現在の我が国の建築工学的知見を活用し、最も機能的で質素な新庁舎建設を進めること。なお、その規模は専門家の検証等を基に必要な値とすると共に、本体工事費用は庁舎建設基金の範囲とすること。

以上、決議する。

平成23年3月17日

北本市議会